

目次

| | |
|----------------------------------|----|
| B 5 -CR-1st-1★付審判請求20210302..... | 2 |
| B 5 -CR-1st-2★証拠追加20210302..... | 9 |
| B 5 -CR-1st-3★7号証..... | 10 |

付審判請求書 B5

令和 3 年 3 月 2 日

前橋地方裁判所 御中

申立人

住所(送達場所) 〒379-1303 群馬県利根郡みなかみ町上牧 3158-1 職業 農業

氏名 今井豊(昭和 36 年 3 月 9 日生) 電話・FAX 0278-72-5353

請求の趣旨

告訴事実の通り、申立人が、令和 3 年 1 月 26 日に、前橋地方裁判所民事第 1 部裁判官の渡邊和義、を公務員職権濫用罪等で告訴したところ、前橋地方検察庁検察官検事の上村正から、令和 3 年 2 月 26 日付で不起訴処分の通知を受けた。

しかしながらこれは、後述の通り、被告訴人に合理的根拠が無い、との①当り前の②訴えを、③合理的根拠無く無視している。

私の訴えとは、5 号証の通りであり、その要点は後述の「原事件の焦点」である。

要するに、告訴の手続目的に背いており、妨害した正当な理由も無い。

なお現在、当該不起訴処分理由告知書を請求中であるが、ご承知の通り、同書の不起訴裁定主文とは、理由とは名ばかりの、原因別類型の名称に過ぎず、要するに、告訴事実(嫌疑)のどこをどのように否定したのか?という、実質的な理由が全く無いので、社会通念上、これでは正当な理由にはならないが、その旨は同庁には既に抗議済であるので、今後も実質的な理由を開示しない方針であることは、経験的に明らかである。(7 号証)

また、合理性の無い国家権力の行使が許されないのは、もとより当然である。

このように、簡単にできるはずの実質的な理由の告知を敢えてしないことは、故意の職権濫用による隠蔽の証左であり、したがって、本不起訴処分には理由が無く、全部不服なので、刑事訴訟法 262 条により、当該事件を貴所の審判に付することを請求する。

対象事件番号 前橋地方検察庁 令和 3 年検第 231 号

請求の原因

These judgements are obviously absurd and mad abuse!!!

貴方がたの狂気は、私法発動の大義名分を、私に与えているに等しい。

「法治国家の破壊者達よ、觀念せよ!」公務員職権濫用罪と犯人隠避罪と脅迫罪である。

★合理的根拠の無い不起訴処分である

権限行使の不合理を訴えているのに、一度もそれを検証した機関が無い狂気。

合理的根拠が無いのに手続には成り得ないが、それを訴えても尚、認めようとしない。

これらの白痴化、無条件の欺瞞・狂気は、後述の通り、国家的な社会通念の偽装である。

つまり、常に広義の、判例違反、差別、職責違反、手続妨害、であるから無効である。

1 不起訴処分理由告知書（様式第 119 号）の裁定主文は実質的な理由にはならない
たとえどれだけ取扱実績が有ろうとも、不起訴裁定主文とは原因の分類名に過ぎず、告訴事実のうち、どこをどのように否定したのか？ という実質的(合理的)理由が無いので、社会通念上、理由になり得ないこと(同書の様式的瑕疵)は誰でも解るから、これだけをもって理由とするのは、同規定の立法趣旨に違背しており、職権濫用の誹りを免れない。
なお実務上は別途、口頭により補足説明しているのが実態と推定される。

2 実質的な理由を訊ねても答えなかったことは告訴の妨害である

答えようとしている以上、詳しく反論することもできないが、少なくとも言えることは、私が訴えた当り前のことのいずれかを、必ず否定している(公序良俗の偽装の陰謀)。

3 したがって、本不起訴処分には合理的根拠が無いとしか説明できない

また、理由が無いことは充分に自覚できるはずなので、故意と言える。

当該告訴状に記載した当り前の数々を無視した点は、特に、検察の理念「4 被疑者・被告人等の主張に耳を傾け、積極・消極を問わず十分な証拠の収集・把握に努め、冷静かつ多角的にその評価を行う。」に違背している。

被告訴人と前橋地検の主な不当性

被告訴人に合理的根拠が無い、との①当り前の②訴えを、③合理的根拠無く無視している。

以上の 3 点から、この不起訴処分の手続的無効性や妨害性は、あまりにも自明過ぎる。

捜査機関が訴えた犯罪被害を合理的根拠無く無視すれば、当り前の職責(法令)違反である。

要するに、その態様として、歴然たる告訴の妨害であり、職権濫用の極みである。

なお今回は、上記の 3 つの無効性のうち、私の①当り前の②訴えを無視した観点に絞る。

これは、③合理的根拠が無い点を立証する為には、まず私の訴えの詳細を示す必要が有るが、それによって本書が膨大になることを避ける為である。

私の訴えが無視できない要素であることと、それを実際に無視していること、つまり、脱漏ないし理由不備ないし片手落ち、を文面上で確認するだけで事足りるからである。

全ては欺瞞国家の陰謀である(3,4 号証)

これらは全て、「(私の場合に限り)不当ではない」の旨の虚偽(判例違反・職責違反)を言い張っているに過ぎず、全日本人が私への包囲網の確信犯として通謀し、当り前の違法性を認めないことによって皆で犯罪を正当化し、一方で、私の判例だけを永久にタブー扱いして封印することによって、判例一般の持つ同様事例への拘束力に因る社会秩序の混乱を避ける狙いの、社会通念の国家的偽装の陰謀である。

繰り返すが、恣意性一覧表の各事件は、其々が当り前の犯罪であり、個々に包囲網の実在を示唆しているうえに、それらの稀有な事件が申立人に集中していることの因果関係ないし相互関連性を総合するならば、包囲網の実在に疑いの余地は無い。

当り前のことを常に無視する不当性

無視したものは、いずれも「合理的な疑いを超える程度の確信」を得られる、判決への影響が必至の基礎事実ないし主要事実である。

つまり、常に広義の、判例違反、差別、職責違反、手続妨害、であるから無効である。

なお、当り前のこととは、法令、経験則又は論理則、蓋然性、などであり、その不当性は、第一に、反社会性であり、不合理の極みなので、公の秩序又は善良の風俗に反する事項(社会通念の偽装)を目的とする法律行為(判断)と言え、公序良俗違反(民法 90 条)である。

第二に、人権侵犯性であり、「お前を認めない」(名誉毀損)、または、「お前を消すぞ」(殺意ないし脅迫)など、公然たる無言の害意の表示としか解釈できず、自決権(憲法 13 条)や生命に対する権利(憲法 13 条)や適正な手続を受ける権利(憲法 13 条又は 31 条)や裁判を受ける権利(憲法 32 条)の侵害である。

また、予見可能性(訴えと職責)に基く結果回避義務違反なので、手続(告訴)妨害であり、公正な裁判所(民訴法 2 条)違反であり、信義に従った誠実な義務の履行(判断)とは言えないで、著しく信義則(民法第 1 条 2)違反であり、公務員の犯罪告発義務(刑訴法 239 条 2)違反であり、「職務を怠り」(裁判所法 49 条)であり、非行(国家公務員法 82 条)であり、信用失墜行為(国家公務員法 99 条)であり、憲法遵守義務(憲法 99 条)違反である。

犯罪事実(再掲)

告訴事実 1 原告の私の訴えを合理的根拠無く無視した棄却判決(1,2 号証)

20190829、前橋地方裁判所(群馬県前橋市大手町 3 丁目 1 番 34 号)22 号法廷において、渡邊和義は、包囲網として通謀して、前橋地裁民事第 1 部 A 係の前橋地裁 H30 ワ 356 慰謝料請求事件の裁判長裁判官として、公正な裁判を行うべき職務を装って、その職権を濫用して、後述の通り、原告である私の訴えを、合理的根拠無く無視した、その手続的無効性が誰にも自明な、社会通念上裁判とは呼べない、棄却判決を行った。

群馬県警の全不法行為とも合理的根拠を欠いており、訴えの実質的な無視と言えることから、歴然たる法令(職責)違反であり、手続妨害であり、職務上の故意または過失による人権侵害であり、不法行為であると訴えたのに、正当業務行為と判定した。

全趣旨を考慮したが、違法性は無い、旨の結論であるが、この 2 点とも虚偽である。

実質的根拠が無いことが不当だと訴えているのに、外形面だけを理由に適正であると判定しており、全てが実質的に理由が無く、理由が無い以上は、全趣旨を考慮したとは言えず、したがって違法性は無い、などとは言えない(論理則違反ないし片手落ち)。

これは当り前に、私の訴権(自決権(憲法 13 条))や適正な手続を受ける権利(憲法 13 条又は 31 条)や裁判を受ける権利(憲法 32 条)の侵害であり、無効な判決である。

このように、自由心証主義ないし事実認定の基本原則を遙かに逸脱しており、裁判所として有り得ない瑕疵を全不法行為で、更には別件(告訴状 A II 等)でも、重ねていることの相互関連性をも総合すれば、明らかに故意の害意である。

詳しくは後述の通りであるが、もう少し要約すれば、

1 群馬県警の歴然たる法令(職責)違反を無視したこと

沼田警察署は常に外形的に対応したに過ぎず、実質的に何一つ捜査などしていない。

警察が、犯罪被害の訴えを、合理的根拠無く無視した、当り前の法令(職責)違反である。

2 各原事件の、天文学的に超高度の蓋然性の数々を無視したこと(事案解明責任の放棄)

B事件 20150111 からの一連の猟銃による組織的脅迫(主要事実)、C事件 20170405 のサイトウ郵便局員の睡眠中の配達(主要事実)、D II 事件 村人の石井恵子の三度の留守宅内侵入(主要事実)、これらの事件の群馬県警沼田警察署による組織的隠蔽(基礎事実)。

職責放棄の無効な判決である

この一審の主な不当性は、理由(合理的根拠)が無いこと(示していないこと)である。

そもそも裁判一般の本質は、紛争の解決の為に、①中立機関が、②紛争原因に対して、③正当な基準を適用して、法的拘束力の有る最終判断を示すこと、である。

然るに、②紛争原因を無視して(誤って)おり、③正当な基準を適用していない(偽装)。

したがって形式面からも内容面からも、およそ私の裁判とは呼べず、無効である。

これは法的には、「請求の原因」に当る要素を無視しており(裁判の脱漏、自由心証主義の逸脱)、「すべて裁判官は、その良心に従ひ独立してその職権を行ひ、この憲法及び法律にのみ拘束される。」(日本国憲法 76 条〇 3)、「口頭弁論の全趣旨をしん酌」(民訴法 247 条)、に違反している。

警察の組織的隠蔽であること(各事件共通)

警察が、犯罪被害の訴えを、合理的根拠無く無視した、当り前の、法令(職責)違反である。

予見可能性に基く結果回避義務違反の典型であり、手続妨害であり、人権侵害である。

つまり、常習的な、理由を告知しない受付拒否(犯搜 61 条違反)と言え、警察法 2 条(個人の生命、身体、財産の保護、犯罪の予防)、刑訴法 189、239 条 2、犯搜 4、5 条、犯搜 63 条、刑訴法 242 条、などの法令(職責)違反であり、自決権や生命に対する権利や適正な手続を受ける権利(いざれも憲法 13 条)や、平等権(憲法 14 条)の侵害である。

それ以前に、信義則(民法 1 条)違反であり、公序良俗(民法 90 条)違反である。

渡邊和義に対し、公務員職権濫用罪(刑法百九十三条)

告訴事実 1 により、渡邊和義は、既述の通り、包囲網として通謀して、上記の犯人隠避罪や脅迫罪を行う為に、既述の職務を装って、その職権を濫用して、実質的な司法拒絶の形で判決の不当性を演出することによって、憲法遵守義務に反して当該訴訟と私の権利行使を妨害し、裁判の公正という公益を侵害し、また一方で、私に本来は義務も必要も無い本告訴状を作らせたので、違法であり公務員職権濫用罪である。

原事件の焦点

3 つの原事件の概要は当該告訴状の通りであるが、以下のように、更に要約する。

●B 事件 猶銃による一連の組織的脅迫●

●20150111 の発砲の無条件の違法性★★★★★

無意識下の、直線距離 31m の、対面、発砲は、以下の通り、無条件の違法発砲である。7 つの各違法性は誰でも自明過ぎるが故に、そこを敢えて発砲したことは、当然に「お前を撃つぞ」又は「お前を認めない」との無言の威力脅迫の意図の証左である。また、同様事例の統計的希少性は、当り前に、違法性が公知であることを示している。1 ★ 狩猟法違反、2 ★ 殺人未遂罪、3 ★★ 暴行罪、4 ★ 侮辱罪、5 ★★ 自律権の侵害、6 ★★ 静穏権の侵害、7 ★★ 脅迫罪

●20150126 の通り道の血痕

「本件発砲からわずか二週間後に、本件発砲現場からわずか 200m の場所で、誰が(ハンターなら残渣放置と承知のはずなのに)、何の為に、通り道まで 20m も猪の死骸を持ち出して、解体したのか? また、なぜ間の 20m には血痕が無いのか?」という各恣意性を総合すれば、「この猪のように、お前を撃ち殺すぞ」との、本件発砲との関連に基く、無言の脅迫の意図が、当り前に、疑われる。

なお、この通り道(村道)沿いは耕作放棄地ばかりなので、実質的に私しか通らない。

一審は、現場が公道だから、私を狙った行為とは言えない旨によってこの疑いを否定したが、少しも理由には成り得ないことは、誰にも自明である。

●20150126 の通り道の子猪の死骸 2 匹(甲 3-1 映像)

「本件発砲からわずか二週間後に、かつ、実況見分からわずか 2 時間後に、本件発砲現場からわずか 200m の場所で、誰が、何の為に、通り道まで 20m も子猪の死骸を持ち出したのか?」との各恣意性を総合すれば、「この猪のように、お前を撃ち殺すぞ」との、前項同様の意図が、当り前に、疑われる。

●20150327 の通り道の大猪の毛皮(甲 3-1、3-2 映像)

「本件発砲現場からわずか 220m の場所で、本件発砲から三ヶ月近くも放置していた巨大な猪の死骸を、誰が(ハンターなら残渣放置と承知のはずなのに)、何の為に、通り道まで 20m もわざわざ持ち出して、捌いたのか?」という各恣意性を総合すれば、「この猪のように、お前を撃ち殺すぞ」との、前項同様の意図が、当り前に、疑われる。

●20150221 の高橋和俊のつきまとい(甲 2-1 映像)

「本件発砲グループのリーダーが、何の為に(ダムに居た釣り人に用事とのこと)、日没直前の発砲できない時間に、ハンターの恰好で、私の散歩の帰途に、後から、単独で現れ、ダムの 400m も手前で車を停めて姿を見せたのか?」との各恣意性を総合すれば、「お前を射殺するぞ」との本件発砲との関連に基く、無言の脅迫の意図が、当り前に、疑われる。

●C 事件 20170405 のサイトウ郵便局員の睡眠中の配達●

1 私に配達に関する記憶が全く無いこと(経験則) 過去に同様の経験は無いこと

2★ 受取サインが私の筆跡ではないこと この偽造サインの特徴は以下の通り

- ①井の字の右側の縦棒が左に曲がることは無い。
- ②豊の豆の字の上の横棒は、こんなに短くは書かない。
- ③豊の豆の字の口は、こんなに横に狭くは書かない。
- ④豊の右下の点が、右上に向かった後、引き返しており、露骨な書き損じである。

3★ インクの色がサイトウ本人の供述と違ったこと

4★ 当該配達証に私の指紋が無いこと(触っていないこと) 触らずにサインできない

5★ インクの成分が異なること(科学的分析) サインと三色ボールペンの黒

6 ゆうパックが在った位置が不審(経験則) その位置では、寝転べない

7 不在時連絡票が残っていたこと(経験則)(2号証) 配達直後に破棄する習慣

8★★★ 群馬県警沼田署が当り前の検査をしなかったこと(甲5号) 法令(職責)違反

当り前の検査によって確定したはずの事項は、本件配達証の受取サインの筆跡が違うこと、インクの成分が三色ボールペンのいずれとも違うこと、指紋が無いこと。

●D II 村人の石井恵子の三度の留守宅内侵入●

1 違法性が誰でも自明な行為(典型的な社会通念違反)を、2 私への超敵対的発言を重ねておきながら、厚顔無恥にもその後、3 必要も無く、4 サイトウ郵便局員を模倣して、5 「立入禁止」の表示を無視して、留守宅侵入を三度も重ねたこと。

1★★★原則違法(自律権の侵害)が誰でも自明であること

留守宅内への無断立ち入りなど、当り前に、全世界共通に、ご法度である。

①無条件の自律権(憲法13条)侵害であること(部分社会の法理では阻却し得ないこと)から確定的不法行為であり、更には、②事後に留守宅で物が紛失したりすれば当然に窃盗の嫌疑を受ける懸念が有るなど、その反社会性は誰でも自明過ぎるがゆえに、それを敢えて実行した点こそが故意の害意の証左である。

2★★★村人関係が既に崩壊していたこと(D II 1~3号証)

石井恵子は、20170416 の村の総会②において、既述の超敵対的発言を行った。

2号P1上「(石井恵子)総会の議題より後回しにすべき」 (説明)私が発言中

3号P4上「(石井恵子)(郵便局の件は)ここで言う事じゃない」 (説明)私が発言中

3号P4下「(石井恵子)「総会を終わりにしましょう。」 (説明)私が発言中

3★必要性が無いこと

屋外のポストで用が足りるので、現に、前任の私は一度も留守宅に立入っていない。

4★★前後の事件との相互関連性(模倣性)

20170405 の郵便配達員の居眠り中の屋内侵入(C事件)や、20200503 のヤマト運輸の配達員の入澤雄一の留守宅内侵入(CIV事件)と同類である。

つまり、「無意識・無防備を突いた行為」との共通点から、皆で通謀して同様行為を反復(模倣)してみせることによる、「このように、我々は何時でもお前の不意を突けるぞ」との、包囲網の組織力の誇示による無言の威力脅迫に相違無い。

5★★「立入禁止」と入口に大きく表示していたこと

6★「他人に家に出入りされたくない」旨を告知済だったこと(D-II4号証)

7 三回とも物を置き去りにして、自分の犯行を誇示している点

8 一回目も二回目も風雨が弱かったこと 三回目は雨無し

9 二回目の配り物は領収書だけであること

10 二回目は、同条件の天候を狙って半月以上も待機していた疑い

11★★★★群馬県警沼田警察署の組織的隠蔽こそが決定的証拠

一審は、牧島警察官が告訴状を受理拒否したことは違法ではない旨であるが、これは犯罪当り前に、捜査規範 61 条違反であり、欺瞞国家の陰謀の証左である。

拳証方法

- ・渡邊和義の、①当り前の②訴えを、③合理的根拠無く無視した判決 1,2号証
 - ・渡邊和義や上村正の動機である、包囲網の実在 3,4号証
 - ・申立人が当り前のこと訴えていたこと 5号証
 - ・上村正が本不起訴処分の実質的由來(合理的根拠)を示そうとしていないこと 7号証
 - ・上村正の、①当り前の②訴えを、③合理的根拠無く無視した不起訴処分 1~7号証
- 以上

告訴B 5 証拠説明書 20210302追加(付審判請求)

| 番号 | 標目 | 媒体等 | 立 証 趣 旨 |
|-----|------------------------------|--------------------------|---|
| 5号証 | 令和3年1月26日付 同日提出の告訴状 一式 | プリント 20210302 私が作成 | 立証すべきは、 <u>私が令和3年1月26日に当該告訴状一式を提出した事実とその内容です。</u> 内訳は、告訴状B 5と証拠説明書と1から4号証と令和3年1月27日付補充書と令和3年1月28日付補充書です。 |
| 6号証 | 令和3年2月26日付 の不起訴処分通知 書 | コピー 20210226 上村正作成 | 立証すべきは、 <u>上村正が2月26付で前項の事件への不起訴処分を行ったこと</u> です。 <u>前橋地方検察庁 令和3年検第231号</u> |
| 7号証 | 20201207付の前橋 地検への抗議書 | プリント 20201207 私が作成 | 立証すべきは、 <u>同日、不起訴処分の理由の不告知について、この書面で包括的に抗議したこと</u> です。 <u>前橋地方検察庁長官宛の「不起訴処分の理由の不告知に対する抗議書」。</u> 不起訴処分理由告知書の不起訴裁定主文とは、理由とは名ばかりの、 <u>原因別類型の名称に過ぎず、要するに、当該告訴事実</u> <u>(嫌疑)のどこをどのように否定したのか?という、実質的な理由が全く無いので、社会通念上、正当な理由とは見做せない。</u> |

前橋地方検察庁長官 殿

不起訴処分の理由の不告知に対する抗議書

今井 豊

日頃は大変お世話になっております。

さて、掲題についてはかねてより個別に担当検察官に指摘申し上げて来たところですが、その後いっこうに改善が見られない為、本書を提出させていただきます。

検査機関は、理由も無く当り前の犯罪を否定できません(経験則違反ないし論理則違反)。理由が無いことは容易く自覚できるはずなので、経験則違反とも論理則違反とも言えます。検査機関が合理的根拠無く訴えた犯罪被害を否定すれば、当り前に、職責(法令)違反です。私が申し上げる迄も無く、合理性の無い国家権力の濫用が許されないのは人権の歴史から見て当然であり、まして検察庁は刑事的な起訴独占機関ですから、なおさらです。具体的には、告訴状に記載した蓋然性の数々を無視しているので、特に検察の理念「4 被疑者・被告人等の主張に耳を傾け、積極・消極を問わず十分な証拠の収集・把握に努め、冷静かつ多角的にその評価を行う。」に違背しています。

私のような素人が独力で告訴状を受理してもらうまでの苦労が全く解っていません。

1 不起訴処分理由告知書（様式第119号）の裁定主文は実質的な理由になりません

検察庁の一般的取扱として、不起訴裁定主文のみの記載が既成事実化されつつあるようですが、たとえどれだけ実績が有ろうとも、不起訴裁定主文とは原因の分類に過ぎませんので、告訴事実のうち、どこをどのように否定したのか？ という実質的(合理的)理由が解らないので、社会通念上の理由になり得ず、社会的妥当性を欠いていることは誰でも解りますから、この書面だけをもって理由とするのは、規定の立法趣旨に違背しており、職権濫用の誹りを免れません。(制度的瑕疵)。

2 実質的な理由を訊ねたのに答えなかつたことは告訴の妨害です

したがって、実務上は別途、口頭により告訴人に補足説明しているのが実態と推定されますので、当該検事が当り前の抗議を無視して簡単にできるはずの実質的理由の告知を一切拒否して来たことは、私への差別と隠蔽の疑いを強く感じております。

3 したがって、別紙の各不起訴処分には合理的根拠が無いとしか解釈できません

以上の理由から、不起訴の実質的理由の告知について、貴庁としての改善を要望します。また、私としては当面、以下のように対応します。

①必ず不起訴処分理由告知書の交付を求めます(過去の未入手分も一括で請求します)。

②それに加え、口頭で実質的理由の告知を求め、録音します。

当り前のことを必ず否定ないし看過しているはずですが、特に付審判請求書を書くに当り、不起訴処分の不当性を詳しく摘示することができません。

以上